（略）	許可車両専用	（325の５－Ｂ）	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第三号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点
		（325の５－Ｃ）	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第四号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点
	許可車両専用（組合せ）	（325の６）	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（標示板の記号によつて表示される車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点
（略）				

指示標識
（略）

補助標識
（略）

備考
（略）

別表第二（第三条関係）
案内標識
（略）

警戒標識
（略）

（略）	歩行者専用	（325の４）	

指示標識
（略）

補助標識
（略）

備考
（略）

別表第二（第三条関係）
案内標識
（略）

警戒標識
（略）